平成２２年（フ）第４号
千葉県勝浦市浜勝浦81番地
債務者　渡邊　雅彦
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第９号
千葉県茂原市千町3817番地10
債務者　石塚　　修（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
千葉県いすみ市新田3982番地７
債務者　鈴木　大輔
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
千葉県いすみ市日在1092番地11　ミキハイツB
債務者　渡邉美佐子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
千葉県茂原市東郷1185番地16
債務者　亀井星治良
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第６号
富山県黒部市宇奈月温泉38番地18　グリーンハイツ408号室
債務者　木下　榮治
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第７号
富山県魚津市北鬼江２丁目２番18号　ドムスサンセール201
債務者　泉　　順子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第１１号
金沢市三口新町１丁目12番10号　メゾン伊藤406号室、従前の住所石川県石川郡野々市町本町４丁目９番35号
債務者　山岸　健次
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１号
福井県敦賀市呉竹町１丁目40番19―202号
債務者　矢島　喬志
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第５号
山梨県甲府市山宮町1113番地５
債務者　長田美智子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６号
山梨県甲斐市富竹新田416番地１古屋アパート３
債務者　進藤　圭子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
山梨県甲府市羽黒町1626番地11
債務者　折橋紀富代
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
山梨県北杜市長坂町白井沢980番地
債務者　小林せつ子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
山梨県甲府市和戸町920番地５―701号
債務者　中村小夜子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２号
山梨県笛吹市石和町中川1472番地３
債務者　奥山多鶴子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４号
山梨県笛吹市石和町八田154番地17　須田住宅Ｃ－３
債務者　岡田　明男
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５号
山梨県西八代郡市川三郷町高田2746番地
債務者　相澤　　巧
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係